

平成 25 年 度

# 監 査 報 告 書

学校法人 大乘淑徳学園



# 監査報告書

平成 26 年 5 月 19 日

学校法人 大乘淑徳学園  
理 事 会 御 中

学校法人 大乘淑徳学園

監 事 野 村 赳 史 ㊟

監 事 高 橋 早 百 合 ㊟

私たち学校法人大乘淑徳学園の監事は、私立学校法第 37 条第 3 項及び寄付行為第 9 条の定めに基づき、平成 25 年度(平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まで)財産目録を含む決算の状況(資金収支計算書、消費収支計算書、貸借対照表及び付属明細書)及び学校法人の業務並びに財産の状況について監査を行いました。その結果次のとおり報告いたします。

## 1. 監査の方法の概要

私たち監事は、理事会、評議員会その他重要な会議に出席するほか、理事等から業務の報告を聴取するとともに、重要な決裁書類を閲覧し、公認会計士及び内部監査室との連携(定期的な協議と計画のすり合わせ、情報交換等)を図りつつ各学校において業務及び財産の状況について監査いたしました。また、私立学校振興助成法第 14 条第 3 項の規程に基づく監査を行った公認会計士からの監査の報告を受け、計算書類につき検討を加えました。

## 2. 監査の結果

- (1) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し資金収支計算書(資金収支内訳表及び人件費支出内訳表を含む。)、消費収支計算書(消費収支内訳表を含む。)、貸借対照表(固定資産明細表・借入金明細表、基本金明細表を含む)及び財産目録の記載と合致し、法令及び寄付行為に従い、学校法人の収支状況及び財政状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 学校法人大乘淑徳学園の業務に関する決定及び執行は適切であり、業務または財産に関して不正の行為もしくは寄付行為に違反する重大な事実は認められません。

以 上

# 監査報告書

平成 26 年 5 月 19 日

学校法人 大乘淑徳学園  
評議員会 御中

学校法人 大乘淑徳学園

監事 野村 赳史 ㊟

監事 高橋 早百合 ㊟

私たち学校法人大乘淑徳学園の監事は、私立学校法第 37 条第 3 項及び寄付行為第 9 条の定めに基づき、平成 25 年度(平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まで)財産目録を含む決算の状況(資金収支計算書、消費収支計算書、貸借対照表及び付属明細書)及び学校法人の業務並びに財産の状況について監査を行いました。その結果次のとおり報告いたします。

## 1. 監査の方法の概要

私たち監事は、理事会、評議員会その他重要な会議に出席するほか、理事等から業務の報告を聴取するとともに、重要な決裁書類を閲覧し、公認会計士及び内部監査室との連携(定期的な協議と計画のすり合わせ、情報交換等)を図りつつ各学校において業務及び財産の状況について監査いたしました。また、私立学校振興助成法第 14 条第 3 項の規程に基づく監査を行った公認会計士からの監査の報告を受け、計算書類につき検討を加えました。

## 2. 監査の結果

- (3) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し資金収支計算書(資金収支内訳表及び人件費支出内訳表を含む。)、消費収支計算書(消費収支内訳表を含む。)、貸借対照表(固定資産明細表・借入金明細表、基本金明細表を含む)及び財産目録の記載と合致し、法令及び寄付行為に従い、学校法人の収支状況及び財政状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 学校法人大乘淑徳学園の業務に関する決定及び執行は適切であり、業務または財産に関して不正の行為もしくは寄付行為に違反する重大な事実は認められません。

以上